

平成十四年七月十二日提出
質問第一三四号

金融検査に関する質問主意書

提出者
海江田万里

金融検査に関する質問主意書

昨今の金融問題をめぐるトラブルは、バブル期の金融機関の過剰な融資の結果生じたものであると考えられるが、こうしたトラブルを解決するためには、なぜ金融機関が過剰な融資を行ったのかを検証する必要があると思慮する。

そこで、次の事項について、質問する。

一 業務改善命令について

一九八五年以降、監督官庁が金融機関に対して発令した全ての業務改善命令について、以下の事項を明らかにして欲しい。

- ① 業務改善命令を発令した時期
- ② 業務改善命令を発令した金融機関名
- ③ 業務改善命令の内容
- ④ 業務改善命令を発令する端緒となった事項は何か（金融検査、内部告発、第三者告発など）

二 金融検査について

① 一九八五年から現在までの大手主要銀行に対する金融検査の日時とその期間、及び金融検査に投入した人員数。

② 一九九六年七月に、あさひ銀行から五輪建設の不動産購入に関する融資を受けた一八名が、大蔵省に対して権限発動の申し立てを行い、大蔵省はこの申し立てに基づき、同年八月にあさひ銀行に金融検査を行っている。この調査で、あさひ銀行（旧埼玉銀行）麴町支店が右申立人に対して融資する形式をとった五輪建設への迂回融資について、調べを行ったかどうか。

③ 監督官庁が、あさひ銀行（旧埼玉銀行）弘明寺支店が行った、平成五年四月、五月の、斎藤寛康氏に対する合計二十二億五六〇〇万円の貸し付けが無担保だったことを知ったのは、いつの金融検査だったのか。その際、大蔵省は、あさひ銀行に対してどのような改善措置を指摘したのか。何も指摘していないとすれば、それは何故か。

三 銀行内規について

① 大手主要銀行は一九八五年から今日まで、どのような融資及び稟議書の作成について、どのような内規を作成しているか。

- ② 内規について、金融機関は、作成（改正）のつど、監督官庁に届け出をしているものか。
- ③ 金融検査等で内規違反の行為があったことを監督官庁が発見した場合、監督官庁は当該金融機関に対して指導を行っているか。

四 大型フリーローンについて

- ① 住友銀行の「フリーローン」について
 - i いわゆる資金使途自由な大型フリーローンについて、一九九九年一二月に衆議院が行った予備的調査に対する各金融機関からの回答によると、住友銀行が一九七九年二月に販売した「フリーローン」が最初とのことだが、この販売開始にあたって、大蔵省は住友銀行との間でヒアリングを行っているか。
 - ii 大蔵省は住友銀行に対して、「フリーローン」の販売に関して、販売の条件等について何らかの規制を行ったか。行ったとしたら、その内容を教えて欲しい。
 - iii もし大蔵省が、事前に住友銀行から何の報告も受けていないとすれば、大蔵省が住友銀行の「フリーローン」販売を知ったのはいつか。知ったきっかけは何か。大蔵省はそれを知って、住友銀行に

対してヒアリングを行ったか。

② 元本一〇年据え置き型のフリーローンについて

i 一〇年間あるいは二〇年間元本据え置きが可能となるような「元本随時返済型ローン」がいつ頃から金融機関によって販売されたのか。時期と金融機関、ローン名及び最高融資額を明らかにしてほしい。

ii このローンについて

a 当該金融機関から監督官庁に対して届出あるいは報告があったか。

b もし報告がなかったとしたら、大蔵省がこれらのローンが販売されているのを知ったのはいつか。

c どのようなきっかけで、販売を知ったのか。

d 大蔵省は、これらのローンが販売されているのを知った時点で、金融機関に対してヒアリングを行っているか。行っているとしたら、金融機関はどのような資金用途を想定したローンであると説明したか。

右質問する。